

総務委員会会議録

日時 平成22年3月5日(金) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時54分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 保延 実
副委員長 白壁 賢一
委員 土屋 直 高野 剛 棚本 邦由 山下 政樹
望月 勝 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員長 井上 利男 警察本部長 西郷 正実
警務部長 小澤 富彦 交通部長 廣瀬 文三勝 刑事部長 日原 清貴
警備部長 三枝 昇 首席監察官 青木 雄二 総務室長 小沢 志郎
生活安全部長 深澤 俊樹 警察学校長 中村 英治 会計課長 有泉 辰二美
警務部参事官 門西 和雄 交通部参事官 小林 茂樹
刑事部参事官 進藤 文芳 教養課長 秋山 一哉
監察課長 清水 修治 厚生課長 金丸 文夫 情報管理課長 大村 保美
生活安全企画課長 武川 真延 地域課長 永田 賢一 少年課長 松原 茂雄
捜査第一課長 宮下 篤 捜査第二課長 山口 和良
組織犯罪対策課長 清水 正平 交通指導課長 深沢 智明
交通規制課長 古屋 一栄 運転免許課長 中澤 明彦
警備第一課長 上杉 正名 警備第二課長 渡辺 茂

知事政策局長 平出 亘 企画部長 中澤 正徳
知事補佐官 曾根 哲哉 県民室長 窪田 守忠
知事政策局次長 安藤 輝雄 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭
政策参事 八木 正敏 政策参事 原間 敏彦 広聴広報課長 堀内 久雄
行政改革推進課長 市川 由美
企画部次長 田中 宏 企画部次長(リニア交通課長事務取扱) 小林 明
企画課長 末木浩一 世界遺産推進課長 高木 昭
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 石原 光広
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 奈良 政文
県民生活・男女参画課長 河野 義彦 消費者安全・食育推進課長 小松 万知代
生涯学習文化課長 望月 和俊

議題 (調査依頼案件)

第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条

歳出予算の流用

審査の結果 調査依頼案件について、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時3分から午前11時45分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後1時03分から午後3時54分まで知事政策局・企画部関係（午後2時50分から午後3時11分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。
知事政策局・企画部関係、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係については、引き続き8日に審査を行うこととなった。

主な質疑等 警察本部関係

※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

（健康管理費福利厚生費について）

棚本委員 昨年、私もいろんな調査の中で、県内いろんなところに位置する警察署を訪れる機会がありました。その中で、率直に思ったことが、県境を抱える警察署には県境を抱えるさまざまな課題が、あるいは富士吉田署には、例えば青木ヶ原の問題が、あるいは甲府署においては、県都を抱える甲府署の問題がある。改めて、所在する警察署によって、さまざまな問題を抱えながら、私どもの安心・安全の要として業務をいただいていることを率直に感じました。

その中で、それも当然のことながら、やはり調査の一環で改めて感じたのは、やはり治安など、いろんなことを維持している人たちは、組織もですが、組織の中で生きている警察職員の皆さんだという感じがいたしました。今回、当初予算に当たりまして、この率直な感想の中から、幾つか質問をいたしたいと思います。

まず、最初に、警の3、福利厚生費の中の健康管理費、福利厚生費という欄がございますが、この中で、私は警察の業務というのは、ただ執務時間内ではおさまらないことが多々あるようにも思いました。

そこで、長時間勤務者に対するメンタルヘルス対策、長時間勤務者に対する心のケアといいますか、これらに対して予算の中で何か対策が組み込まれているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

金丸厚生課長

長時間勤務の対策といたしましては、まず、毎週水曜日に完全定時退庁日を設けまして、勤務の抑制をしているところでございます。さらに、職員の意識改革を図るべく、機会あるごとに教養を行い、事務の能率的な運営、時間外勤務の縮減に向けた職員の意識向上を図っているところでございます。

そして、長時間勤務者に対しましては、ストレスのチェック表によります問診を実施するとともに、健康管理医等によります面接指導等の措置を講じ、職員の健康障害の未然防止を図っているところでございます。

また、全体的にメンタルヘルス対策における体制につきましては、厚生課に専従の相談員を置くとともに、各所属に所属相談員として79名を配置して、署内の相談体制を確立しているところでございます。

また、専門的な知識と経験を有する医師5名を健康管理医として、また、メンタルヘルスにかかわる部外相談員としまして、精神科医、臨床心理士を5名委託しているところでございます。

さらに、健康管理医や精神科医の医師等の部内講師によります教養も実施いたしまして、職場におけるメンタルヘルス対策を講じているとともに、絵画等の文化活動、また、総合レクリエーション等の各種余暇活動を奨励いたしまして、職員のストレスの解消に努めているところでございます。

(待機宿舎等改修費について)

棚本委員

今、さまざまなメンタル対策をされているという答弁をいただき、少し安心しました。昨年、数多くの職場を訪問いたしました。やはりどの職場が、職務が重いとか重くないという話ではなくて、やはり、警察官の皆さんと率直に意見交換をする中で、いろんな事案によっては帰るわけにもいかないとのことでした。こういう拘束された生活の中では、きっと私どもが簡単に想像できるようなものではないと思われましたので、メンタルケアにつきお聞きしましたが、今後とも、ぜひ手厚く推進をしていただきたいと思えます。

次に、そういう観点の中から、警4の中で施設整備費の中に待機宿舎等改修費が盛り込まれております。待機宿舎をずっと拝見させていただいたわけではありませんが、今言ったような私の思いの中から、やはりほかの職業の皆さんと違って、これはただ家に帰ってそこで休むというよりは、いつ呼び出しがあるかわからない。いわゆる名実ともに待機宿舎でありますから、待機宿舎というのは、労働環境の一環の中に入れていると思えます。そういう観点の中から、警察官の待機宿舎の現状について、まずお聞きをしたいと思います。

有泉会計課長

警察官待機宿舎は、本年の2月末現在でありますけれども、世帯用が38棟544戸、独身寮が16棟177室でございます。世帯用待機宿舎のうち、築後40年以上経過したものが8棟108戸、30年以上経過しているものが14棟212戸、29年以下のものが16棟224戸でございます。

最近新築した宿舎につきましては、平成18年度都留大月地区待機宿舎でございます。1戸当たりの面積が約68平米でございます。また、世帯用待機宿舎の平均面積は約60平米でございます。

経年著しい宿舎につきましては、狭隘老朽化が進んでおる現状でございます。

棚本委員

6割近くの待機宿舎が築後30年、40年以上経過しており、老朽化も多いという今のお話ですが、このことを踏まえて、今後の対応をお聞きしたいと思います。

有泉会計課長

老朽化した施設への対応でございますが、これまで、建築年次の古い待機宿舎から、順次、その有効活用と長寿命化を図るために、建てかえ、大規模改修等によりまして宿舎の整備を行ってきております。

今後につきましては、施設の老朽化等の状況を踏まえまして整備を行い、有事即応体制の堅持に努めてまいることといたしております。

棚本委員 あわせて、職員の皆さんの住宅事情について伺います。

金丸厚生課長 警察官の住宅事情につきましては、平成22年1月現在のものがございますけれども、公舎等の居住者50.9%。自宅居住者が41.6%、借家の居住者が7.5%でございます。

棚本委員 待機宿舎への入居率についてはいかがですか。

金丸厚生課長 平成22年2月現在の全県下におけます待機宿舎の入居率につきましては、世帯用が約90%、独身用は約85%であります。合わせますと、約89%の入居率となっているところでございます。

なお、甲府市内を初めとした中心部の待機宿舎につきましては、まだ余裕がございますけれども、富士吉田警察署等の遠隔地になりますと、待機宿舎の入居率につきましてはほぼ100%に近いということで、高い入居率となっているところでございます。

棚本委員 待機宿舎の最後の質問ですが、今後の待機宿舎の整備をどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

金丸厚生課長 今後の待機宿舎の整備につきましては、団塊世代の大量退職によりまして、今後10年間の間に警察職員の4分の1が若返ることから、独身者がふえまして、独身寮の需要が増大するとともに、やがてこのような職員が結婚いたしまして、世帯を形成する時期を迎えるころには、世帯用の宿舎の必要性も増大することが予想されているところでございます。そのような場合には、老朽化が著しく、入居率が低い施設の改修を行い、居住環境の向上、効率的な入居の整理を行うとともに、民間施設の借り上げ、遠隔地警察署等のブロック別、また方面別に活用できる待機宿舎の建設を検討してまいりたいと考えております。

(交通安全施設整備費について)

棚本委員 待機宿舎につきましては、冒頭申し上げましたとおり、本当に名実とも待機宿舎でありますから、ほかのいわゆる一般の社員寮とかと趣旨も違うわけでありまして、ぜひともいい環境の中で待機していただいて、私どもの安心・安全を維持するため、素早い対応ができるような住環境整備、待機宿舎環境整備を今後とも手を緩めずにお取り組みをいただきたいと思っております。

そして、最後の質問になります。

警の8だったと思っております。道路交通行政費の中の交通安全施設整備費、この中に交通バリアフリー対策という項目がございます。この関係で、新聞にも出ておりましたが、視覚障害者用の音響機具の関係であります。平成22年度における音響信号機の整備計画について、まずお伺いをしたいと思います。

古屋交通規制課長 平成22年度は、新規整備といたしまして、山梨文化会館前など2カ所、更新整備といたしまして、上野原市日大明誠高校入り口など5カ所の計7カ所、事業費として735万円を予算計上し、整備するものとしております。

棚本委員 7カ所ということですが、あくまでも報道ですが、視覚障害者用の

信号機の音響の流す時間が夜間延長されたとありますが、どのような経緯で、そして、どのくらい延長したのかについてお聞きをしたいと思います。

古屋交通規制課長 視覚障害者用信号機の音響時間の延長につきましては、これまでも山梨県視覚障害者福祉協会などから夜間の時間延長に対する要望が出され、また、昨年9月の定例県議会におきましても、この運用時間の見直しについて質問を受けたところであります。

県警察といたしましては、視覚障害者の方々のより安全な通行を確保するため、全県的な見直しに着手し、県下123カ所のうち、地域住民の理解が得られ、さらに利用者の多い甲府市平和通りやJR石和温泉駅周辺など26カ所につきまして、本年2月から、これまで午前7時から午後7時までの運用時間を午後8時までや午後10時までと、夜間1時間から3時間の延長を実施したところであります。

棚本委員

ともすると、私どもは視覚障害者の方の信号機等々、あるいはほかの問題についても、日常生活の中で、もう少し思いをはせていけばいいんでしょうが、さまざまな行政課題の中で、ついつい頭から離れてしまいがちになりますが、交通バリアフリー対策というのは非常に大事な分野だと思っています。

そして、今、説明いただいた中で、26カ所について住民の理解が得られたということでありましたが、確かにバリアフリーという観点からは有効であっても、音の問題ですから、住んでいる方がこの音の問題をどうとらえるかというのは簡単に解決できる問題ではなく、非常に難しい交渉を迫られるというのが今の説明でわかりました。26カ所ですと全体の2割ぐらいですが、難しい問題ですが、今後、どのような対策をとって拡大をされていくのか、その点をお伺いいたします。

古屋交通規制課長 今回の見直しでは、対象信号機の近隣住民や自治会などに対しまして、時間延長の趣旨を説明し、理解を求めていくことで見直しを進めてまいりました。しかし、周辺住民から、赤ちゃんが眠れないとか、受験生が勉強に集中できないなどの理由から、音量を下げてもらいたい、音をとめてもらいたいという要望がとても多くあります。

理解が得られないなどの現状もありますが、警察といたしましては、視覚障害者の方々から寄せられる声を関係自治体や自治会に投げかけまして、1人でも多くの周辺住民の理解、協力を求めるなどして、運用時間延長の見直しを図ってまいりたいと考えております。

棚本委員

よろしく申し上げます。

先ほども触れましたとおり、音の問題ですから、赤ちゃんの対策もあるでしょうし、受験生を抱えている住宅もあるでしょうから、すべてバリアフリー優先だということに持っていけない部分もあるでしょう。

ここに立って質問している私にも、なかなか賢明な方策も見出せない中で質問することは非常に心苦しいんですが、粘り強い交渉の中で、双方が生活権を守りながら、何とかバリアフリーも育成されるように、よろしくお聞きをしたいと思います。

あと少しだけです。今、音響式に触れていて、ふと疑問に思いましたけど、この音響式には何か種類がさまざまあって、方向もいろいろあるようですが、音響式の種類とその方向別についてお聞きしたいのですが、そもそも音響内容というのはだれが決めるんでしょうか。県警察でお決めになれるん

ですか。

古屋交通規制課長 音響信号機の種類につきましては、擬音式とメロディー式の2種類がございます。これは、日本盲人会連合会などの意見をもとに、警察庁が全国の統一基準で仕様化したものであります。方向別につきましては、擬音式の場合は、東西方向が「ピヨピヨ」、南北方向が「カッコー」。メロディー式の場合は、東西方向が「故郷の空」、南北方向が「通りゃんせ」となっております。
なお、平成15年から全国統一で「ピヨピヨ・カッコー」の擬音式が基準となっております。

棚本委員 県内に123基というお話を伺いましたが、擬音式とメロディー式の割合はどうなんでしょうか。
また、さまざまな音によって私たちが考えているよりもはるかに重要な部分のような理解もしました。今回、メロディー式から擬音式への変更というのは、どのくらいあるのでしょうか。

古屋交通規制課長 現在、123カ所の音響信号機で、擬音式が65基、メロディー式が58基となっております。メロディー式から擬音式への変更につきましては、各年度で平均5基ぐらい、改良、更新しているところでありまして、今後も計画的に進めてまいりたいと考えております。

棚本委員 いずれにしましても、私も冒頭申しました実感のとおり、各署を回って、つくづく、さまざまな対策もあるし、行政ニーズ、警察に対するさまざまな住民ニーズも感じましたし、限られた予算の中ではありますが、今後とも、県民の安心・安全に手を緩めずによりしくお願いしたいと思います。

(青木ヶ原の自殺防止対策について)

白壁委員 今回、一般質問で自殺の関係を題材にしたわけですが、自殺といいますと、まず、福祉保健部の関係もあったり、あの地域を明るくしなければならぬ、観光部の関係もあったり、やっぱりもつとと言うと、その地域の保全というか、安心・安全の中では、警察関連も相当重要になっているという感じがあります。

そんな意味合いから、青木ヶ原の自殺の関係を主体に質問をさせていただきたいと思うんですが、山梨県は、御存じのように、前年度が自殺者363人ということで、全国ワーストワンでした。21年はどういう形になるのかわかりませんが、多分、相対的な中で18年ぐんと上がりまして、19年、20年が全国の自殺者が下がっている中であって山梨県はほぼ同じぐらいですから、多分21年もトップクラスではあるということでもあります。

その中でも、やっぱり山梨県は富士吉田署管内が青木ヶ原樹海という自殺の名所を抱えているものですから、ここがやはり一番の重要ポイントというか、百二十数名というところをいかに圧縮するかによって、自殺率全国ワーストワンというのが多少なりとも下がってくるのではないかと考えております。

そこで、現在の自殺の状況、富士吉田署として、どのような取り組みをされているのか、まずお伺いしたいと思います。

武川生活安全企画課長 現在、平素の警察活動におきますパトロール活動による自殺企図者の保護、発見活動、それから、昨年10月から地域安全パトロール支援事

業というのが始まっております。その中において、富士吉田警察署には6名の支援員を配置しており、車両3台で巡回しております。支援員の任務につきましては、公園とか駅、あるいは学校の安全等犯罪抑止対策、それに加えて、特に青木ヶ原がある富士吉田警察署の特質性を踏まえ、自殺防止対策についてもその任務として運用をしております。

白壁委員

緊急雇用の関係で、県全体でたしか38名の支援員が雇用されましたが、そのうち、富士吉田署にはたしか6名の支援員を雇用し、パトロールを強化している。この活動には自殺防止対策も兼ねているということなんでしょうが、先ほど言われたような防犯上の問題等さまざまな活動があるんでしょうね。その中で、例えば自殺を防止するためのパトロールというのは、何割ぐらい時間的には割いているものなんでしょうか。

武川生活安全企画課長 正確な時間の統計をとっておりません。ただし、相当な比重で青木ヶ原周辺の警戒活動に当たるようにということで依頼しておりますので、そのようにやっているとします。

白壁委員

6名の方、たしか2人組みで3班6名だと思ったんですが、この方々というのは、朝何時から何時までの勤務なんでしょうか。というのは、自殺企図者が青木ヶ原に何時に入るかわからないんですけど、いろいろ地元の方々なんか聞いたら、午後、夕方あたりからが一番多いといいます。これも定かじゃないんですけど、多分、警察ではいろいろ保護されていますから、情報があると思うんですけど、その時間帯によっても違うと思うんですね。ですから、例えば朝9時から5時までですと言われると、いや、その時間じゃないかもしれませんよということになるんですけど、実態はどんな状況になっているんでしょうか。

武川生活安全企画課長 6名の地域安全パトロール支援員は、車両3台で3班に分かれて活動しております。この活動につきましては、朝から夕方までという決まった定時的な活動ではありませんで、時差勤務といたしまして、1日の時間が決まっておりますので、朝早くから来た場合には夕方早く上がる。午後から来た場合には夕方、あるいは宵までやると。このような組み合わせをランダムに行っています。

白壁委員

一般企業でいうとフレックスタイム制みたいなものですかね。例えば午後から出て夜までやるとか、そんなような意味でしょう。こういう形でしたら、通常の勤務と違うので、こういう形がやはりベストなんでしょうね。

もう一点、この間、私の一般質問には、西湖地域から14名ぐらいの方が来られていました。自殺の一般質問を聞きに来ていただいたんですが、これから、もっとボランティア組織によるパトロール活動について強化していきたいとのことでした。

地元の人たちは、大体どこから入って自殺するかというのが感覚的につかめているんです。例えば、風穴の駐車場、こうもり穴の駐車場、それと氷穴の駐車場、ここから入るんですね。その中に行きますと、東海自然遊歩道がありますから、その両サイド、人によって違いますけど、大体50メートルぐらい。それで、暗いところには決して行かない。明るい場所である50メートル付近でありまして、早く見つけてほしいという心理があるみたいですね。

そういう事案が発生しているのは、多分この辺だよということは生まれ育った地元ですからわかるんですけど、より正確な場所を知る必要があると思います。こういうデータというのは警察の中にはあるんでしょうか。例えば、今は、座標値というのがありまして、XとYですね。地球上というのにはXとYの点でできますから、何か最近GPSなんていうのがありまして、それを簡単に持ち歩いて、そこでボタンを押すとその場がさっとできるようなものもあるようなんですけど、そういう把握というのにはされているんでしょうか。

武川生活安全企画課長 現在、山梨県には、福祉保健部で主管している「いのちのセーフティネット連絡協議会」というものがあります。

それから、富士吉田警察署東部地域を見ますと、「命をつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議」があります。警察では、こういった会の一員として、各種参考情報の提供等も行っております。

それから、警察では、例えば自殺をなされた方の発見通報がありますと、検視を行います。検視を行う場合には、どこのどういう場所で検視をしたということを明らかにしなければなりませんので、その地点の特定は行っております。

それから、警察で現在管理している資料として、自殺統計というのがあります。それを警察庁へ報告して、一括して全国統計をとるようになっております。現在、そういった自殺統計、それから、今、お答えしました変死者の取扱状況、それから、自殺企図者を未然に救護、保護した等の資料がありますので、それらを踏まえまして、大体どの辺の場所、どこでということ把握しております。

白壁委員

広大な青木ヶ原ですので、1点で、例えば岸壁から飛びおるとかいったら、そこだけですから、極端に言ったら、そこだけ10メートルの網で囲ってしまえば自殺はできないんでしょうけど、青木ヶ原はああいうところですから、どこから入るかわからないですね。

でも、多分警察の方々のデータというのは、どの地域で、遊歩道、国道から何百メートル入ったところを北北西に何メートルとかというデータを把握しているのでしょうか。そういったデータを協議会とかボランティア組織なんかに資料として出していただければ、大体どの辺に集中しているということがわかり、そこにどんな看板をつけようとか、例えばそこを重点的にパトロールしようとかということになると思うんですね。この辺の資料というのは、御提供いただけるものでしょうか。

武川生活安全企画課長 先ほどもお答えいたしました富士吉田警察署、あるいは県警本部におきましては、各ネットワーク会議の一員となっておりますので、現在におきましても、そういった会で情報の提供は行っております。

また、自殺防止に資するため、最も効果的な対策として、自殺をしようとしている人を保護した場所はどこなのかとか、そういった詳しい情報が必要になってくると思いますので、今後は、プライバシー等々の問題もありますので、必要な範囲におきまして、自殺の概要等を整理した資料を作成して、こういった関係団体等で有効に活用して、自殺防止を推進していきたいと考えております。

白壁委員

難しいところかもしれませんが、地元の人たちが見てすぐわかるような資料をぜひ御提出いただければ、これは自殺対策のためには間違いなく有効

と思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

緊急雇用の関係で、6人の支援員の方、これは先ほど言ったように、富士吉田警察署はほかの地域よりも少し重点的ということなんですけど、もちろんそうなんです。緊急雇用で、基金事業で1億三千数百万円、県に来ましたけど、通常、人口ベースだとか、幾つかのものを考えてみると、1億円ちょっとしか本来は来ないんです。三千数百万円ふえたというのは、これは青木ヶ原があるからですから。こういうことを言ったら間違いなく、もっと手厚くしてやるべきだということをお主張できるんです。

多少はお金を使っていますから、経費をかけていますから、予算をかけていますから、自殺者数は減るかもしれませんが、急激に減るようなことはないと思うんです。特に我々の地域というのは力を入れてやらないと、ほかのところで一生懸命自殺防止をしていますから、今度は、力をかけていないところ、余り頑張っていないところは、また集中してくるんです。ですから、我々は一生懸命自殺防止対策をしなければならぬんです。ただ、残念ながら、21年から23年でこの基金事業は終わりなんです。そこで我々も終わってしまったら、また同じことになると思うんですけど、この辺は、これは予算の関係もあるし、いろいろあると思うんですけど、県警としてはどのように考えているんですかね。我々からすると、23年度で終わらずに、これが限りなく少なくなるまで努力していただきたいというか、お金を使っても地元とも協議してやっていただきたいと思うんですが、この辺はいかがなんでしょうか。

武川生活安全企画課長 県警察といたしましては、警察活動の中におきまして、各関係機関、団体と連携を図りながら、これまでと同様にパトロール活動を実施という実策も進めていきたいと考えております。

また、緊急雇用創出事業につきましては、雇用情勢の急激な悪化に伴う措置ということで、3年間の時限的な措置となっております。当面は、平成23年度まで緊急雇用創出事業の臨時基金を活用する中で、自殺防止の徹底を図って、自殺多発地点、地域に対するイメージの払拭、あるいは、個人の生命、身体を保護を図っていきたいと考えております。

白壁委員

自殺対策基本法というのが制定されて、当初は補助事業的に入ってきたものが、今度はそれを取り払って、交付事業でもっと手厚くして1億数千万円、プラス緊急雇用事業で雇用対策も兼ね、経済対策も兼ねていうことで2つ事業があるんです。両方とも基金なんです。これがなくなってしまうと、大変なことになるので、何とか国にお願ひをして、力を入れていってもらわないと困ります。しかも、ワーストワンというのは一番困るんです。我々の地域、観光地じゃないですか。特に年間1,400万人、500万人もお客さんが来るものですから、そのお客さんがものを買いに来てくれるのであればいいんですけど、自殺しに来られる観光客は要らないですからね。

それと、もう一つ、和歌山県の三段壁というところを御存じでしょうね。東尋坊、三段壁というと、有名な自殺の名所なものですから。2月1日、私は、三段壁に行ってきました。ここに藤藪牧師という方がおられまして、白浜レスキューネットワークというNPO法人なんです。そこでは、2月1日現在で1,019名の方を保護されたそうです。そこでは、年間20名から30名の方が岸壁から飛びおりて自殺をしているそうなんです。

私が行ったときには、そこの教会で自立支援をやっている。ちょうど10名おられました。10名いたんですけど、そのうちの1人、20代の男子が、

きょう、自立ですという人がいました。彼は5回目にやっと保護されたそうです。というのは、1回目は自殺し切れずに、とりあえず帰った。今度は死んでやろうともう一回来た。また死ねずに。また来た。同じところに5回来たそうですね。5回目にキリスト教会へ電話をして、悩み事を言ったら、じゃ、あなたちょっと来てくださいと言って、話をして、結果的には、今は生きていて、仕事も見つけて、自立を始めたということなんですね。

その中で1つの要因というのが、まず、その場所に臨時の交番があることなんですよ。交番というのは、何かプレハブの小さい汚い交番で、臨時交番と書いてあるんですね。

もう一つは、そこに電話ボックスがあるんです。そこにいのちの電話と書いてあって、ここに電話してください、キリスト教会と書いてあるんですね。その電話ボックスの中に百円玉と十円玉が箱の中に置いてありまして、お金がなければこれでかけてくださいと書いてありました。携帯電話をみんな持っているとは限りませんから。

それと、もう一つは、臨時交番の中に、警察直通電話がある。

多分我々の地域では百数十人も亡くなっているだろう、もしくはちょっと事件性のものもわかりませんが、百数十名に対し、二、三十名でそれだけの対策をしているんです。我々の地域も、そういったことをやったほうがいいのではないかと思うんですね。

その中で、臨時交番というのがありますが、臨時交番というのは山梨県として可能なんでしょうか。和歌山県では臨時交番を設置して、1時間置きにパトロールが回っているそうです。そこへ必ず寄って、報告書なのかよくわかりませんが、何か寄られているみたいなんですね。こういうものというのは可能なんでしょうか。自殺の予防、抑止、水際というところ、こういう対策があると思うんですが、いかがでしょうか。

武川生活安全企画課長 現在、青木ヶ原の自殺防止の水際対策におきまして、拠点という意味合いで似通っている活動をしておりますけれども、例えば、警察のパトロールカー、あるいは、先ほど説明いたしました地域安全パトロール支援員によるパトロール、こういったときには、青木ヶ原は非常に広いものですから、例えば風穴の駐車場、あるいはこうもり穴の駐車場、あるいはバス停留所の付近、こういったところで一時的に滞留、駐留をいたしまして、自殺をしそうな人が通るのか、通ったら声をかけるというようなことで、発見、予防活動をしているところであります。

それから、県におきましても、青木ヶ原地区、3カ所に監視員を置かれるというような話がありましたけれども、こういったことも1つの拠点になるかと考えております。

それから、先ほどボランティア活動も行われているということですが、ボランティアによる水際対策につきましては、ネットワーク等を通じて、関係機関、団体、これからどのような活動をしていくのか検討をされていると思います。

臨時交番につきましては、今後の課題ですが、どのような役割になるのか、あるいは、必要性があるのかどうか、こういうことも含めまして、ネットワーク会議の関係者と意見交換をしていきたいと考えております。

白壁委員

私、地元に住んでいまして、あそこに行くと極めて暗いんですね。夜中通るのも嫌なものなんですよ。昼間だって、冬場は嫌ですよ。自分たちの地域なので、消防団で遺体捜索もしましたし、どこで死亡したのかも、よくシ

ートで困ったかもわかっています。

あそこに来て、やはり入ろうとするところに交番があったり、そこに何か、いのちの電話が正しいかどうかわかりませんが、ちょっと待てというような言葉があったり、そこでまず水際対策をして、その中に電話がありますよ、何かあったら電話をしてください、それが署へつながる電話なのか、それともいのちの電話につながるのかわかりませんが、こういうものも1つの方法だと思うんですね。

山梨県の考え方というのは、県警の皆さんは一生懸命パトロールしてもらっているんですけど、机上の空論なんです。そここのところにとめればいいじゃないか、こういうところを強化したらいいじゃないか、こんなボランティア教育をしよう、ああしようなんて、それだけなんです。実際には、そういう人たちは全然違うんですね。まず1つは、水際で何とか食い止めることが必要なので、そういう臨時交番、私は専門用語はわかりませんが、派出所になるのか何かわかりませんが、そういうものの設置をまずすることによって、自殺企図者の心のよりどころじゃないですけど、駆け込み寺がまずそこにできてくるんじゃないかなと思います。

ただ、あそこは、国立公園特別地域の全く厄介なところで、また、富士河口湖町が富士山は文化遺産の関係である先を文化財に今回申請していますので、限られた場所しかなくなってくるんですけど、この辺もぜひ方向性としてお考えいただきたいと思います。

ただ、待っていると、毎年毎年百数十名の方々が、もしくは、何十名かそこで保護される方もいますから、二、三百名の方が全国から集まってくるんですね。こういう方々を何とか阻止して、あそこへ行っても死ねないぞというところにして、明るい観光地にしていって、地域の人たちも常にあそこを通っても楽しい思いがするような地域にしなければならないと思うんですけど、ちょっと長々しく話をしましたが、本部長の決意のほどというのはここでいただけるのでしょうか。

西郷警察本部長

富士吉田地区における自殺対策については、県警察としましても、パトロール活動を初め、ボランティア団体との連携などを含めて、非常に力を入れているつもりでございますが、いろいろ今後検討していくべきことはまだ多いかとは思っております。

最後におっしゃいました臨時交番の件につきましても、富士吉田でも夏季において、必要な時期には一時的に交番を開設しているという実情はございます。青木ヶ原の周辺におきます臨時交番につきましても、臨時交番の役割といいますか、いのちの電話的な連絡手段として必要であるのか、あるいは、警察官などの駐留場所として必要であるのか、あるいは、そのような目立つものが自殺防止としては、個別の状況としては非常に有効ではあるんでしょうけれども、全体の中でどうなのか、地元の御意見とか、そういうものをよくお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

白壁委員

地元の要望でしょうけど、もちろん地元でも、臨時交番を建てられたら困ると言われるかもしれませんが、総体的には間違いなく、そこにそういう施設があれば効果があると思います。県も一生懸命地元の自殺対策をよく考えてやってくれているなど感じますし、また、結果が絶対出ると思いますから、積極的な方向をぜひお願いして、質問を終わります。

討論

なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(振り込め詐欺について)

望月委員

2点ばかりお伺いします。

1点目は、日々、警察官の皆さん、また各関係の皆様には、詐欺的な犯罪に対しまして大変御苦勞と御尽力をいただき、感謝を申し上げます。しかしながら、皆様方の御努力にもかかわらず、特にオレオレ詐欺など被害を受ける高齢者などが多くおります。きのうテレビでも報道がありましたけど、この件に対しまして質問をさせていただきます。

まず、平成21年度中の県内における振り込め詐欺の発生状況と検挙率をお聞きします。

山口捜査第二課長 平成21年中における振り込め詐欺の全体の発生状況でありますけれども、認知件数は41件、前年に比べてマイナス50件ということで、割合にしますと、マイナス54.9%となっております。それから、被害金額につきましては、約5,317万円ということで、前年に比べまして、マイナス6,540万円、割合にしまして55.2%のマイナスということでございます。

なお、本年に入りまして、昨日現在11件の発生があります。これは、昨年と比べますと5件プラスということで、本年に入りまして、ちょっと増加傾向にあるということです。

それから、検挙につきましては、昨年中は2件2名の検挙をしております。それから、振り込め詐欺以外に、振り込め詐欺を助長する犯罪ということで、口座詐欺等で合計34件16名の検挙をしているところでございます。

望月委員

今、答弁をいただきまして、昨年度の状況、検挙率、それから被害金額が半減しているという状況でありました。また、22年に入って発生件数が逆に増加しているとのことですが、こうした状況の中で、非常に年々巧妙化した手口の犯行も出てきていると思うんですけど、平成21年中の振り込め詐欺被害の特徴についてちょっとお伺いします。

山口捜査第二課長 昨年の41件の発生のうち、約半数21件になりますけれども、これがオレオレ詐欺という形になります。それから、今年の11件のうち9件がオレオレ詐欺ということになります。

昨年の後半からことしの発生について、このオレオレ詐欺については、大きく2つのパターンに分かれております。

1つは、従来型の銀行や郵送でお金を送りつけるというパターンのもので、ことし9件のうち6件がそういうパターンでございます。

そして、今年の発生残り3件のほうは、昨年の後半から全国的に発生している警察官かたりのオレオレ詐欺でありまして、これは電話をかけた後に、キャッシュカードを直接被害者のお宅に受け取りに行くというパターンのものでありまして、ことし3件、県内でも発生がございました。

それぞれの特徴ですけれども、前段の従来型のオレオレ詐欺については、

ことしの6件の発生すべてに言えることなんですけれども、事前に息子をかたって電話をかけてくるわけなんですけれども、その中で、携帯電話を落としたとか、携帯電話をなくした、水の中へ落としたというようなことで、あらかじめ携帯電話番号が変わったよという電話をまず入れる。それから、後日、お金を振り込んでくれと話をつなげていく。これがもうすべてそういうパターンになっております。

それから、後段のほうの警察官かたりのものでもございますけれども、これは警察官であるとか、あとは金融庁の職員、それから銀行協会、こういったものを名乗って、あなたはキャッシュカードをなくしていませんかとか、過去に被害に遭っていませんかとか、そういったようなことで、今からキャッシュカードを受け取りに行つて手続をしなければいけない。新しいキャッシュカードと取りかえるからというように名目で、直接受け取りに行く。こういうパターンの被害が今ふえているということでございます。

望月委員

今の答弁で、非常に巧妙化しているものがさらに進んでいるというような状況の中で、親族の方の名前を使ったり、また、相手が信用できる立場の人の名前を使ったり、そうした安心をさせながら犯罪を実行するという状況でございます。現在の経済状況中でこのような犯罪はふえる可能性もあるかと思ひますし、高齢化社会の中で、高齢者をターゲットにしたこういう犯罪がさらにふえる可能性も出てくると思うんですけど、犯罪を防止するため県民の皆さんにどのように周知徹底を図っていくのか教えてください。

武川生活安全企画課長 今、振り込め詐欺の被害防止につきましては、検挙と、それから予防対策であります。検挙につきましては、先ほど御説明したとおりであります。予防対策につきましては、まず、被害に遭う可能性の高い高齢者層を重点として、巡回連絡といたしまして、直接家庭を訪問して、直接指導しております。それから、各種会合とか研修会等に、こちらから出向いていって防犯対策、広報の啓発を行う出前式講話。それから、ミニ講習とか、発生の都度、速報というようなことで、関係機関、あるいは地域に情報をお配りして、もしくは、地域によっては防災無線でも流していただいておりますけれども、被害防止の呼びかけを行っております。

また、一方、金融機関につきましては、やはり水際対策ということで、窓口、もしくはATMということになります。金融機関独自でも、例えばATMの現金の振り込みは10万円までしかできません。あるいは、振り込め詐欺じゃないことを確認しないと画面が動かないとか、いろいろな措置を講じていただいております。それにもかかわらずということですので、警察では、毎月重点の日を決めてATM等の警戒活動を行い、それから、各署にそれぞれ地域安全パトロール支援員を配置しておりますので、こういった支援員による警戒活動も行っております。

それから、金融機関によるお客さんとの対応で、マニュアル的なものをお配りいたしまして、対応のノウハウ等について伝えておるところでございます。

それから、また、発生の都度、新手の詐欺の手口があれば、そういった情報も各団体を通じてお知らせをしております。

それから、昨年2月16日ですけれども、金融機関など、平素業務において高齢者と接する機会が多い関係団体の21団体で「山梨県振り込め詐欺撲滅ネットワーク」というものを構築し、連携を強化しております。

このような成果が実ったと申しますか、昨年は、先ほど御説明しましたと

おり、発生件数が相当減ったということでもあります。

今後におきましては、今までのノウハウの積み重ねもあります。それから、オレオレ詐欺がまだ相変わらず発生しておりますので、油断をすることなく、広報啓発活動等を継続してやっていくこととしております。

それから、新しい手口等があれば、その都度、速報で地域住民に情報の伝達をして、事前に警戒をお願いしたいと思っております。

それから、去年の9月の補正予算におきまして、振り込め詐欺の広報啓発のDVDの予算が認められております。現在、このDVDを製作中であり、あと1週間ぐらいで納品になる予定です。これにつきましては、特に高齢者層にわかりやすいような内容のDVDということでお願いをしておいております。これは、先ほど説明しましたネットワークを通じて、あるいは、警察署、金融機関の関係機関にお配りをする中で、県民の振り込め詐欺への抵抗力を高めるための活動に活用してまいりたいと思っております。

(薬物乱用防止対策について)

望月委員

DVDの関係であります。今の話だと、そろそろでき上がって、関係機関へ配付するというところでございますが、せっかく補正で予算を組んでやる以上、一日も早い対応をしてもらいたかったなと思うものでございますが、いろいろ事情があって遅くなってしまったという状況もあったかと思いませんけど、今後は迅速な対応をお願いいたします。

それから、今までの経験を生かしながら、あらゆる手段を使って、オレオレ詐欺が、山梨県内はもとより、全国でも本当にゼロになるような対策、高齢者とか女性の方の被害、また子供たちの被害がなくなるよう、さらなる皆様の御尽力をお願いします。

それから、次に、薬物依存について、今、盛んに騒がれている覚せい剤についての状況をちょっとお聞きしたいのですが、最近、若者、特に大学生などによる薬物乱用が目立ちますが、まず、最初に薬物事犯の発生状況等について伺います。

清水組織犯罪対策課長 県内におけます覚せい剤事犯の検挙状況であります。県内におきましては、平成8年から平成12年ごろが乱用のピークでございまして、この時期には、年間200人前後検挙しておりました。その後、徐々に減少してきておまして、ここ数年間は年間おおむね100名、あるいは100名以下という状況でございまして、昨年中には73名を検挙しております。内訳ですが、男性が63名、女性が10名で、その中に未成年者とか学生はおりませんでした。

また、検挙人員に占める暴力団関係者の比率が高く、毎年おおむね30%から40%でございまして、昨年中は29名が暴力団員ということで、およそ40%が暴力団員でございました。

望月委員

次に、この事案についての特徴について教えてください。

清水組織犯罪対策課長 当県では、平成17年の密輸事案が最後でありまして、平成17年以降は密輸事案はなく、ほとんどが所持と使用という違反形態でございまして。

覚せい剤事案の特徴といたしまして、まず1点目が所持、使用という形態であるということです。

2点目としましては、全薬物違反のおよそ70%が覚せい剤ということで、覚せい剤の比率が高いという点でございまして。

3点目といたしましては、検挙人員のおおむね60%から70%が再犯者であるという点でございます。特に覚せい剤の再犯率が高いという点がございまして、昨年中、73人検挙したうち、約75%、55名が再犯者でございました。

望月委員　それで、今の答弁の中で全薬物違反のおよそ70%が覚せい剤ということですが、その中で、わかりましたら、覚せい剤使用による事犯について、例がありましたら状況を教えてもらえますか。

清水組織犯罪対策課長　県内では、近年、覚せい剤等薬物の乱用による事件は、使用、所持以外は出ておりません。以前は、警視庁管内で包丁を振り回すなどの事件が発生しましたが、県内ではそういうことは、このところでは出ておりません。

望月委員　最後に、この現状を踏まえた今後の対応についてお伺いします。

清水組織犯罪対策課長　今後の対応といたしまして、覚せい剤事案というものには暴力団が非常に深く関与しておりまして、いまだに暴力団の有力な資金源になっているということがございます。そういう点を踏まえまして、県警察では、平成18年から、稲川会の三代目山梨一家の密売組織を順次壊滅してきております。しかし、暴力団は、密売組織を壊滅したといっても、またすぐに他の密売組織をつくり上げて密売を敢行しているという点がございます。

先ほど再犯率が70%ぐらいあると申しましたが、そうすると、残りの30%から40%が初犯者ということで、非常に覚せい剤の使用の裾野が広いということがございますので、今後は、この治安の根幹を揺るがす薬物問題につきましては、密売組織を壊滅するというのと、それから、末端乱用者を検挙していくということを主眼にいたしまして、また、他の関係機関、団体と緊密な連携をとって、乱用防止の広報啓発活動をやっていきたいと考えております。

望月委員　新聞、テレビ等で状況を聞きますと、特に通信機等の発達によりまして、携帯電話、それからインターネット等により、誰もが手軽に薬物が入手できると報道されているんですけど、山梨県の状況はどうでしょうか。

清水組織犯罪対策課長　委員の御指摘のとおり、インターネット、あるいは通信販売等の手段を通じて覚せい剤を入手したり、大麻を入手したりという事案はふえております。

特にインターネットは、若年層にすぐに普及する可能性があるもので、その辺も慎重な捜査を進めて、情報を入手するように努力しております。

望月委員　過去には、山梨県の鳴沢村などで、薬物乱用パーティーが行われたという状況があるんですけど、こういうところはできるだけ、山梨県は本当にゼロになるような対策をお願いしたいと思います。特にケシの苗木などをもインターネット入手し、それをポットなどで簡単に栽培できるような現状にもなっているということで、本当に身近にこういう薬物が入手できるような状況にもありますけれども、ぜひこれからも県警本部長以下、警察官の皆様にも、こういった状況を徹底的に究明していただいて、ゼロに近い対策をお願いしたいと思います。

清水組織犯罪対策課長 暴力団の解決と薬物の根絶といった非常に重要な問題もありますので、組織犯罪対策を県下の全署を指導いたしまして、できるだけ多くの情報を入手して、多くの組織をつぶしていきたいと考えておりますので、御協力よろしくお願いたします。

(組織改正について)

山下委員

きょうの山日新聞でちょっと拝見させていただいたんですけど、新しく何か組織改正があるようでございますけれども、具体的にどういうものですか。

門西警務部参事官

本日の新聞のほうに、生活環境課の新設について載っておりますが、まず、この生活環境課の新設について御説明いたします。

高齢者をねらった悪質商法や、経済不況につけ込んだヤミ金融事犯等、依然として後を絶たず、衣食の安全に対する国民の関心も高まっているところであります。

こういった生活経済事犯等をめぐる情勢でありますけれども、これは平成20年の数字なんですけど、検挙件数が142件、検挙人員が133人ということで、それ以前の5年間で約2倍、中には増減がありますけれども、約2倍に増加しているという状況があります。

また、昨年、食の安全等を確保するため、消費者安全法等が施行され、内閣府の外局といたしまして、消費者庁が設置されたほか、県におきましても、消費者安全・食育推進課が設置されたところであります。

一方、こういった生活経済事犯を取り扱っていた生活安全企画課では、犯罪抑止総合対策、子供と女性を守る対策、風俗営業等の認可業務、また、生活経済事犯取り締まり等、極めて幅広い分野を担当してきておまして、非常に負担の大きいものであります。

このようなことから、生活安全企画課内の生活安全捜査室を課に格上げいたしまして、生活安全企画課が所掌しておりました風俗営業等、また銃砲刀剣類等の事務を移管いたしまして、生活経済事犯取り締まり体制の強化を図るために生活環境課を生活安全部内に設置することとしたものであります。

生活環境課の発足につきましては、4月1日を予定しております。

山下委員

大体新聞に書いてあるとおりになんだけど、要するに、今、生活安全部には、生活安全企画課と地域課と少年課があると。今度、室を課に上げるということですよ。

そうなってくると、当然人員が必要になってきますけれども、人員のほうはすべて増員はなく、そのまま室の人間が課に全部行くんですか。増員はあるんですか、ないんですか。

門西警務部参事官

課の体制につきましては、今回、17名体制を予定しております。そして、増員等につきましてはですけども、今回は、生活安全企画課を中心に、そこから仕事を振り分けるということですから、生活安全企画課内を分けて、その人員を生活環境課のほうへ振り分けるという形で対応しております。

山下委員

それはわかるんです。だから、室を格上げして1つの形をつくりますよ。生活安全企画課を分けますよと。そのときには増員があるんですかということを知っているんです。

門西警務部参事官

限られた人員の体制の中ですので、今回は、基本的には増員をしないとい

う形の中で、生活環境課の新設については実施する予定であります。

山下委員 富士吉田署とか、笛吹署だとか、当然そういうところにも新設の課ができるんですか。

門西警務部参事官 警察署のほうの課につきましては、大規模署につきましては、生活安全課という課があります。小規模警察署につきましては、刑事生活安全課というような形になっておりまして、今回につきましては、これで生活環境課に対応する課ないしは係ですけれども、こういったものについて、新しく係をつくるとかということはありません。これまでの所掌事務の中ですべて対応できておりますので、今後、今までと同じような状況の中で、生活環境課のほうの指示を受けて、各署の生活安全係、または生活安全課が第一線の仕事をするとということになります。

(警察署の新設について)

保延委員 この間も警察本部長、また知事にも、市長初め地域住民代表が陳情に伺ったわけです。甲斐市の警察署の新設にかかわる質問であります。当初、今まで4回の陳情行動をしたわけです。また、住民からの多数の署名を添えまして、県下で2番目の人口の甲斐市であります。そういったところに、警察署がないということで、本当に甲斐市住民もぜひ警察署の新設をお願いしたいということで、もう合併当初からそういった御要望をしてきたわけであり

ます。そういったことで、今の警察署新設の関係でありますけど、こういったような進捗状況、また、今後、どういう姿勢で新設に向かって県警察自体は進んでいけるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

門西警務部参事官 平成19年4月に実施されました警察署の再編整備では、市町村の大合併というようなことで、市町村の行政区域の変更にあわせまして、夜間、休日の体制の強化を図りながら、警察力の効率的、効果的な活動ができるようにということで、警察の再編整備を進めました。

その際、警察署の標準的な体制につきましては、警察官が100人規模、管内人口につきましては8万人程度を基準とすることが望ましいということで、これまでの15警察署を12警察署ということで再編したところであります。

こうした再編整備の流れの中で、警察署を増設するという事は現状においては極めて困難であると考えております。

また、管内における警察署の設置につきましては、再編整備の効果を見きわめながら、今後、さらなる市町村合併の動向や事件、事故の発生状況、また、人口の増減等を踏まえまして、安全で安心な暮らしを実現するために管轄区域の問題を含めて効果的、効率的な警察活動のあり方を検討していく中で、中長期的に検討を進めてまいりたいと考えております。

保延委員 今、現状で、甲斐市においては犯罪の多発とか、また、交通事故等も大分発生していると思います。

また、人口も、7万5,000人以上おり、毎年、甲斐市自体は人口増加も続けているわけでありまして。そういったことで、先ほど、答弁がありましたように、現実には、甲斐市自体は警察署の設置基準を満たす方向に向いているわけでありまして。そういったことで、ぜひその辺を考慮していただいて、ど

の辺に警察署を新設するのか、例えば、8万人の人口に1警察署ということが1つの基本だと思うんです。前にそういったことも聞いたことがあります。甲斐市もこの数年で8万近くの人口を有することになります。今どういったことがネックになっているのか、まだ合併をして三、四年ということですから、その辺がうまくないのか。

いずれにしても、これは1年、2年で新設をとというわけではありませんので、どういう時期にどのような方向でやっていくとかというようなことも、私も地元の住民にもある程度納得のいく説明をしなければなりませんので、ぜひ前向きな御答弁ができましたら、お願いをしたいと思います。

門西警務部参事官 先ほどの検討の中におきましては、警察協議会の場などで住民の方々、代表の方々の意見を踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

また、韮崎警察署につきましては、現在、庁舎が建てられてから約30年が経過しております。そのほかにも庁舎が古い警察署がありまして、富士吉田警察署では39年たっているということも踏まえまして、庁舎の建てかえ計画を立てていかなければならないかと思っておりますけれども、この甲斐警察署の件につきましても、この建てかえ計画を作成をする中で、結論を出していきたいと考えております。

その場合、警察署の位置という問題も出てこようかと思っておりますけれども、これにつきましては、住民の利便性や効率的な警察活動の推進をしていく上で、また、協議会の議論を踏まえながら検討していきたいと考えております。

保延委員 最後になりますけど、韮崎署の警察署の建てかえとの関係と、警察協議会のなかでほぼ決定をしていくわけですか。

門西警務部参事官 警察協議会というのがあります。これは、警察署の中に新たに設置されたものでありますけれども、それぞれ住民の代表の方が出席して、それぞれ警察行政等に対する意見を述べていただくわけなんですけれども、こういった方々の意見というものを参考にさせていただきたいと思っております。

そして、庁舎の建設につきましては、全体計画を作成する中で、検討を進めていきたいと考えております。

保延委員 警察協議会のメンバーはほとんど住民代表の方ですか。また何人ぐらいで構成されていますか。また、今の甲斐市の警察署の新設というのは、その協議会の場に議題として上がっていますか。これだけ陳情、要望をしているわけですから、そういったものがどういった経緯で来たとか、そういう協議もしていただいておりますか。その辺も聞かせてください。

門西警務部参事官 警察協議会の規模につきましては、警察署の規模において異なっておりますけれども、韮崎警察署の場合につきましては、協議会の委員の方々につきましては10名になります。

また、甲斐警察署の措置ということも含めまして、韮崎警察署の協議会の場でも話は進められておると承知しております。

主な質疑等 知事政策局・企画部関係

- ※ 第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(情報化推進費について)

棚本委員

県行政の1つずつ説明を受けてお聞きしていますと、何ひとつ欠けても私たちの暮らしは進まないなど、膨大な業務だなどというのが実感でありますし、改めて私は議員としての使命をしっかりと果たしていかなければならないなどというような思いを毎年この時期にするわけではありますが、幾つかお聞きします。

ちょうど私の初当選のときに、山梨県の情報ハイウェイが整備に向けてという課題が出てきたときでもありました。たしか平成15年だったと思います。そこで、いろいろ意見交換もしていく中で、18年度によいよ情報ハイウェイが整備され、地域も育てていただきたいというような要望も繰り返しながら、ともに推進してきたという立場の中で、この企の13ページ情報化推進費の中の項目でハイウェイ管理運営費が1億3,149万8,000円含まれているわけであります。

そこで、まず、この情報ハイウェイの設置といいますか、目的について改めてお伺いをいたします。

石原情報政策課長

委員からの御質問にありました情報ハイウェイなんですけれども、御承知のように、高速ブロードバンドの整備が近年急速に進んでおる中で、県内の地域格差が生じないようにすること、また、県内産業の活性化を図る観点から、官民の利用を前提にIT推進懇話会の検討を初め、県内ニーズなどの調査結果を踏まえ整備した情報通信基盤であります。

目的としては3つほどありまして、1つ目としては、高速インターネット環境の整備及び地域産業の活性化。2つ目としましては、ケーブルテレビのデジタル化対応。3つ目といたしましては、行政の高速情報通信化により情報サービスの向上ということで、平成16年から18年にかけて整備したところであります。

棚本委員

18年度整備でありましたから、この22年度当初予算に当たりまして、あえて最初に目的をお聞きしました。

今、課長の説明を聞いておりまして、最初の整備目的に沿った形では利用されていると思いますし、私どもの一番身近では地デジ対応の分野で、最初の大きな目的でもありましたケーブルテレビの関係、今、お話がありましたとおり、目的に沿った事業ということは確認をできました。

ちょっと記憶があいまいで、いつお聞きしたのか、22年度までに、大きな利用の中で55件程度を目指したいというようなお話も聞いていたと思いますが、利用状況をお伺いいたします。

石原情報政策課長

利用状況ということでございますけれども、情報ハイウェイについては使用者の69%は行政目的で使用しておりまして、残りの31%を民間開放しております。

利用の内訳を申し上げますと、県以外では、丹波山村と小菅村を除く市町村が26件、CATV事業者が16件、民間企業、団体が17件の計59件となっております。初期目標である55件は一応上回っているという状況であります。

利用状況としては、先ほど委員もおっしゃったCATV事業者のテレビ配信を初め、高速インターネットの接続、専用線サービスとしての事業というのが大きなものでありまして、CATV事業者のテレビ配信ですけれども、これは、県内の総世帯数の8割以上となる26万世帯が身近なサービスして享受している状況でございます。

棚本委員

わかりました。やはり予算に盛られている以上、私は本当に大きな役割を担っているという認識はありますが、やはり1億円を上回る金額の中で管理されている以上、当初ですから、こういうことも改めて初心に帰ってお尋ねをしているわけでありまして。

今、55件の目標値はクリアされているということですが、この55件という目標値は決して低くない数字だという認識は持っております。私たちが県下の有志とともに、11月17日だったと思いますが、NTTショールームへ出かけまして、ショールームを拝見しました。私どもの近い将来にはこんな利活用があるんじゃないかというようなことを説明もいただく中で、実際にいろんな機器もさわったり見たりしまして、あそこにいると、まさしく近未来というか、未来を見ているような気がいたしました。

過日、総務省の小笠原審議官も御来県いただいたときにも、お目にかかる機会もありまして、総務省でも力強くこの分野を推進されるというようなお話もお聞きしました。当初ですから、やはりこれだけの管理費が盛られている以上、しつこいようですが、今後の情報ハイウェイの利用拡大に向けて、やはり県で管理委託している以上、利用拡大が必要かなと思っておりますけれども、利用拡大に向けてのお考えをお聞きします。

石原情報政策課長

委員おっしゃいましたように、ICTの技術はめまぐるしい進展を遂げておりまして、ますます今後、ユビキタス社会というものが大きく広がっていくんじゃないかと考えております。情報ハイウェイの利活用につきましても、こういった技術革新の動向を踏まえながら、県内企業や団体のデータセンターの活用、また、昨今にはクラウドコンピューティング、そして、また遠隔医療というものが叫ばれておりますけれども、個人情報ややりとり、医療関係のネットワーク構築などに向けて、高速で安全な県行政ニーズに対して、現在、情報ハイウェイを管理運営しております共同事業体と連携いたしまして、安価ですぐれたサービスを広範囲に展開して利活用を図っていきたくと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(バス路線対策費について)

棚本委員

確かに、東京から、あるいは東京でなくても、隣接県から進出された企業にとってみますと、やはり県内情報ハイウェイですから、利活用にもただ行政の推進だけではなかなか限界があると思っております。東京に支店があったりしますと、やはり専用回線とか、あるいは別の方法で結んでおりますから、必ずしも管理費がこれだけもらえているから、利活用が一気に図れということとは傲慢だということも承知しておりますし、そういう意味で限度もあるということもわかりますが、県費をつぎ込んでいる以上、必ずしもこの分野は費用対効果だけでは語れないと思っておりますが、今後も御留意いただいて、

拡大と、それから初期の目的に沿った利用が図られますように、注視して推進していただきたいと思います。

それから、企の18ページです。

2款1項9目交通安全推進費の中で、バス路線対策費の中のバス運行対策費補助金と、あるいは生活バス路線維持費補助金の金額が載っております。先ほど説明もいただいて少し気になりました。というのは、地域のことを語るつもりはありませんが、やはり少なくとも、私は自宅が山間地でありますから、ずっと何十年にもわたって、バスの運行の状況とか、この目で見てきましたし、学校にも利用したりという中で、やっぱり近年一番気になるのが、バスの状況が違うわけです。やはり、少し前までは、まだまだ限界集落というのも先なのかなという思いがありましたが、私の地元を初め、いろんな集落を見て、近年、急速に、本当に限界集落に近いなという気がしております。そういう中で、バス路線というのは、今までは、例えば一家の中で、御主人がまだまだ就業していたときは、御主人の車で御家族が用事がたせたかもしれませんけれども、退職して、体でも悪くなって、今まで運転できた方が運転できないという状況になると、ある意味で、バスは暮らしの生命線になるわけです。

ただ、逆に、運行する側にとってみますと、毎日バス停にとまっているバスを見ると、何人も乗っていないわけですよ。そして、採算が合わないため、ある時間帯の運行が削られると、病院へ行って帰れない方がでてくるわけです。

これらを見ていて、さっき事業仕分けの中で古いバスへの補助金は不要だということで打ち切られたというお話を聞いて、事業ベースの話ではなくて、今長い説明をしましたが、あえて背景を語らないとわかっていただけないと思いました。そこで、バス関連の予算が事業仕分けで打ち切られましたが、県では十分な予算措置ができるのかどうか伺います。

小林企画部次長

赤字バス路線の補助金でございますけれども、これは、赤字バス路線のうちでも延長が10キロ以上、それから複数市町村にまたがる、それから、1日の乗車乗客が15人以上、これらについては国庫対象になっております。15人未満の場合は県単で補助をするという仕組みでございます。

それにつきましては、運行費の赤字補てんの部分と、それから、赤字路線を走っているバスの車両の更新の部分の補助金がございます、昨年の事業仕分けの中で、車両の更新の部分の補助金がカットされてしまったという状況でございます。

その一番の理由というのは、ノンステップバスだと1,800万円ぐらいするのですが、それに対して、国、県、半々で約1,500万円補助している状況がございましたので、他の補助金に比べて金額が大きい、補助率が高いというようなことが主な理由で、仕分けの中で廃止という結論が出たということでございます。

これに対しまして、当然、事業者は赤字路線ですから、赤字路線の採算が合わないところで、さらにバスの車両更新を自費でやれというのでは、とても更新ができませんので、何とかしてもらいたいという話もございましたし、県といたしましても、当然、これは交通弱者に対する公共交通の足を確保するという意味から、もちろん県も責任はあるんですが、国がそもそもそこについては保障すべきではないかという観点もございまして、国に対して復活の要望というものを続けてまいりました。

そうしたところ、今現在の状況といたしましては、国のほうでも完全にゼ

口ということではなくて、何らかの新しい補助のスキームを考えているというような状況でございますので、それが今回の国の当初予算の中では盛り込まれておりませんが、何らかの補助のスキームを検討するというところで、来年度の補正予算等で対応ができるようになるのではないかとというようなこともあります。ただし、国で予算がつかないものを県で出すわけにはまいりませんので、当面、今回の当初予算からは外させていただいたということでございます。

棚本委員

予算編成の中で、それらも視野に入れていただいたというお話を聞いて、これで安心したという言い方は変ですが、この当初予算に盛り込む中で、議論されないまま、これだけでというお話だとしたら、私は少し意見を述べさせていただこうと思いましたが、それを聞いて安心をしました。くどいようですが、公共交通に対しては、どこの部分を削られていっても、やはり即住民の暮らしに影響も出ます。自分の身近でない問題は、だれが困ろうと、しよせんその地域だけの問題というような思いが行政の皆さんにあるということではなくて、やはり自分に身近ではない問題になると、遠い人ごとのように思える。しかし、私たちも、座っていらっしゃる執行部の皆さんも、1年ずつ年齢を重ねて、私は今車を運転できるから、もしかしたら、地域のことは真剣に語っていても、心のどこかに、私はまだまだ車が使えするという、少し安易な思いがあるのかもしれないかもしれませんが、やはり、バスなんていうものは、もう身近に迫った生命線の問題であります。

そこで、当初予算の提案に当たって、注視するだけではなくて、しっかりと国の議論を見きわめて、国で対策が全くとれないなら、山梨はやっぱり山間僻地を抱えているという特異な事情がありますから、もう少し力強い観点で、この当初に当たっての思いを語っていただければ、私は質問を終わりたいと思います。

小林企画部次長

このバスの更新の補助金カットにつきましては、仕分け人の方々からも、否定的というか、これは厳しいのではないかとというような意見もあったということをお聞きしております。したがって、国のほうでも、これは具体的にどうなるかというのも難しいんですが、1,500万円を購入年度当初に、全部補助で出していたわけですが、分割で出すとか、そういうようなことも考えられますので、そのようなことをしながら、何とか今の補助体系を維持したいというようなお話も聞いておりますので、私ども、情報収集に当然心がけるわけですが、国に対しても地域の実情を訴えながら、そのようになれば、適切に予算措置等をさせていただいて、やっていきたいと思っております。

棚本委員

わかりました。長くお聞きして済みませんでした。今のバスの路線に関しては、思いを語らないとわかっていただけない部分がありますので。

そういうことで、今、決して事業仕分けで切られたからこれだけの予算提示をしたのではないという行政の思いがわかりましたので、私は、そういうことで、この当初予算に入った部分については、そういう思いで提案されたのだという背景がわかりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

仁ノ平委員

お願いします。教えてください。棚本委員から同じところで質問が出たので、ちょっと組み立てを変えながらももう一度伺っていきたく思うのですが、企の18、5つ目の②バス路線対策費について伺います。

今のやりとりを伺いまして、先ほどの御説明で、バスの更新のための補助金がこれまで措置されていたけれども、事業仕分けで廃止になるんだというお話が、いわゆるノンステップバス、あるいはワンステップバス、つまり床の低いバスを赤字路線で買いかえるに当たって国から出ていた補助金がなくなるんだということを理解いたしました。ちょっと驚きながら、そして、また、困ったものだと思って伺っておりました。

そこで、質問いたします。

なぜ困ったものだというのは、低床バスをふやすことへの県民からの要望をよく聞くわけです。それで、この補助金がなくなるのは困ったものだなと、そして、驚いたわけです。

そもそも県内には、路線バスを運行、運営しているバス会社は何社あるのでしょうか。

小林企画部次長 路線バスでございますけれども、山梨交通、それから山梨タウンコーチ、それから富士急山梨バス、それから富士急平和観光の4社でございます。あと、県外で、西東京バス、あるいは津久井バスというのがありますけれども、4社でございます。

仁ノ平委員 それぞれの会社の路線バス所有台数、分母ですね。そして、その中でいわゆる床の低い低床バスの台数、分子、その全体に占める割合をお知らせください。

小林企画部次長 先ほどの4社で合計229輛を持っておりまして、そのうちのワンステップ、ノンステップ、合わせて低床バスというんですが、その低床車両につきましては、73台ということでございます。その低床化率ということになりますと、約32%ということになります。

仁ノ平委員 ちょっと私が事前に勉強したところによると、山交さんが26%、富士急さんが47.8%、タウンコーチさんが11.1%で、合計すると今の御答弁になるかと思うんですが、実は、私、バスを使っているんですね。伊勢2丁目で乗りまして県庁まで来るんですが、山交のバスです。伊勢2丁目は毎日96台とまって、そのうちの5台しか低床バスがありません。96分の5、約5%なんですね。今の三十数%というお話と、ちょっと甲府にいとそれより少ないんじゃないかなというのが実感で、低床バスがもっと欲しいよというお声は、主に甲府市、甲斐市、南アルプス市の方から耳にいたします。

要するに、この補助金は赤字路線のところ導入する場合には出しますよという補助金で、5年間赤字路線でこのバスを使うという条件つきですので、甲府には少ないのかなと思いつつ、まだまだ普及を願う声があります。

次なんですけど、この補助金を使っての導入は、近年どのように進んできたのか。ここ数年の導入実績をお知らせください。

小林企画部次長 車両更新の補助金というものは、過去にもずっとございまして、もともとバス事業者に対する車両更新の補助金というものは過去にもあるわけですが、最近では、車両を更新する際に、赤字路線で、かつノンステップという条件が加わりまして、今後、この補助金を使って更新する場合には、すべてノンステップ、あるいはワンステップだということになるわけでございます。

その台数でございますけれども、平成12年度から低床車の導入というも

のが実績がございまして、平成12年度から14年度までは赤字路線でなくても、低床バスを導入する補助金というのがございまして、それは補助率が低いわけですが、そういうようなものの実績が5台ございます。そして、平成13年度から、この赤字バスに対する車両更新という補助金が増設されまして、その分の実績が33台ございます。したがって、トータルで、平成12年から21年度ということで、38台導入をされているという状況でございます。

仁ノ平委員

たしか今年度が4台導入されたと承知しています。昨年度が5台、この補助金で入ったと承知しております。来年度は予算計上されていないと。事情は先ほど御説明があったとおりだと承知しておりますが、何とも寂しいことだなというのが実感で、これでは、公共交通の充実であるとか、バリアフリー新法ができましたよね、障害者や高齢者の移動の円滑化法案というのでもできながら、バスの低床化が図られない、予算が組まれていないというのは、何かこの国がどんどん縮小してしまうような、寂しいような気持ちがするんですが、昨年比べて3,500万円少ない御提案であるのも、5台分の補助金が県で組めないからだと承知しております。先ほど、棚本議員からの質問で、最後におまとめいただきましたが、ぜひともこれからの高齢化、あるいはバリアフリーの時代にあって、大事に進めていく事業と思いますので、ぜひ県議会の関心もこのように高いですから、声を上げていただいて、来年度も導入されることを期待しております。

もう一点、お願いします。

企画の3ページで、ユニバーサルデザインのフォーラムが提案されております。新規の提案ではあるんですが、たしか一昨年第1回のフォーラムを開催したと思いますので、2回目のフォーラムになるかと思っております。それで、2回目ですので、広がりや深まりを大いに期待するところですが、ちょっとその辺に沿って伺いたいと思っております。

第2回目となる来年度はどの程度の規模、つまり集まっていた人数やら、会場やら、どのように御企画でしょうか。

末木企画課長

来年度のユニバーサルデザイン普及促進フォーラムの開催をいたしますけれども、今回で2度目でございます。

今回、昨年度開催した山梨ユニバーサルデザイン推進フォーラムの結果を踏まえまして、参加者、パネリストの指摘等を踏まえまして、現在考えているのは、心のユニバーサルデザインということで、一人一人の個性を尊重して、人の多様性に対する理解という中身のものを想定しています。細かい部分はこれから詰めていきますけれども、今、御質問ありました規模等について、いろいろ考えておるのは、参加者は大体250名程度を考えておまして、会場としては、甲府市総合市民会館か県民文化ホール、あるいは自治会館等の会場を考えています。

仁ノ平委員

500名規模でやりましょうよ。文学館であるとか、総合市民会館芸術ホールで500名規模でやりましょうよ。というのは、一昨年150人の部屋だったんですよね。座り切れない方が出たんですが、すばらしい講師だったんですよね。もう日本のUDの最先端の講師、パネリストが何人もお見えで、もったいないなと思ったのが実感です。500名規模でやりましょうよ。お願いしますね。

さて、人数はいいんですが、どんな方々に来ていただこうとされています

か。

末木企画課長

中身は先ほど言いましたように、心のユニバーサルデザインということで、基調講演の後、3名ほどのパネラーさんをお願いして、それぞれの取り組み状況等について説明とか意見交換をさせていただこうと思っているんですけど、まだ具体的にどうやっていくかは、今、検討中でございます。

仁ノ平委員

どんな人に来てもらおうとしているのかと伺ったのは、1年半前は行政関係者がほとんどだったんですよ。ぜひ多様な参加者に声をかけてほしいんです。職員の方ももちろん、学生さん、民間企業、市町村の関係の方、一般の方々、大いに工夫して、500人の会場を多様な方でいっぱいにしてほしいと思うんですね。

さて、1年半前、県土整備部の同じようなことを目指すフォーラム、行事と重なっちゃったんですよ。参加者の方は右往左往されたり、どちらへ行こうかという相談が寄せられました。ぜひ日程を工夫して、縦割りじゃなくて相談の上でやってほしいんですよ。どうですか。

末木企画課長

委員おっしゃるように、前回、当初予定された日程が県土整備部と重なったこともありますので、今回、十分、日程等、調整とか工夫をしまして、しかも、行政関係者だけでなく、一般の県民だとか、関係団体の皆さんが多く参加できるようなことでやりたいと思います。

仁ノ平委員

それで、先に課長から出たんですが、中身を伺おうと思ったんですが、心のUDというお話が出たので、私はちょっとそれでいいのかなという気がしています。もちろん、それはまだ決まったことではないでしょうし、まだ2回目で、心と余りフォーカスしてしまっていていいのかなと思います。心というあいまいになるんですよ。もっともっとハードな面でのUDが不足しているし、余り心と持って行ってほしくないという感想が今あります。まだ時間があるので、大いに検討して下さい。心と狭めないほうがいいように思うんですけどね。

最後になりますが、ユニバーサルデザインは大変魅力のある考え方、思想です。まだまだ本県に根づいていないと思うし、片仮名だというだけで怒る方もいらっしゃいます。ぜひ、県内多様な各層に参加いただいて、1回目がすばらしい会だただけに、なおさら広がり、深まりのあるフォーラムとなりますよう、500人規模でできますよう再度お願い申し上げて終わりにします。ありがとうございました。

末木企画課長

委員御指摘のように、ぜひ多くの方に参加いただいて、ユニバーサルデザインの普及啓発に向けて広がり、しかも深みのあるようなフォーラムとなるように十分に良いものをつくっていきたいと思います。

(ふるさと納税について)

望月委員

知事政策の2ページからちょっと入らせていただきます。

ふるさと納税についての質問を幾つかさせていただきます。

まず、ふるさと納税が始まって、現在2年目になるわけでございますが、制度が始まって1年目は国民、県民もある程度関心があったと思いますが、2年目の今年度になってきますと、とかく関心が薄れてくるのではないかと思います。今年度の実績はどうなのか、また、昨年度の実績と比較してど

うなのか、その辺を伺います。

八木政策参事

ふるさと納税の今年度の実績につきましては、2月末現在で、件数が137件、金額1,826万7,500円の申し出がごございます。これを全国比較ができます昨年の12月現在でございしますが、件数136件、金額が1,825万7,500円で、全国的な順位を申し上げますと、件数では10位、金額は9位となっております。

それから、また、平成20年度実績と比較しますと、昨年、件数が88件、全国では28位、金額が1,478万円で、全国で13位。これと比較しますと、今年度の現時点で、件数で49件、約56%の増でございします。それから、金額で348万7,500円、約24%の増加となっております。

望月委員

今、答弁をいただきまして、今年度に入りまして、かなり伸び率があり、納税の協力体制もできてきたようですが、昨年度実績を上回っていることは大変よいことだと思いますけど、昨年9月に寄附者の利便性を図るためにクレジットカード納付というものを始めたわけですが、その点についてお聞きします。また、このクレジットカードによる納付実績がどのくらいあったのか、導入している都道府県が全国でどのくらいあるのかお願いします。

八木政策参事

クレジットカードによる納付につきましては、委員からお話がありましたように、昨年9月に導入させていただきました。それで、納付額につきましては、件数15件で全体の約11%、それから金額につきましては、157万5,000円で全体の9%となっております。

また、クレジットカード方式の導入につきましては、全国で28府県で導入をされております。

望月委員

ふるさと納税のアップを図っていくためには、クレジットカード方式とか、また、ほかの手短に納付ができるような体制が必要ではないかと思いますが、今後、ふるさと納税の納付を強化していくため、どのような取り組みをしていくのか伺います。

八木政策参事

ふるさと納税の納付率を上げていくためには、先ほど委員の申されたように、PRしていくことが非常に大事だと思っております。県では、制度導入に先立ちまして、ホームページ内にふるさと応援サイトをまず立ち上げました。それで、制度の内容や用途などについてPRを行うとともに、PR用リーフレットを作成し、山梨県人会関係者ややまなし大使など、本県に非常にゆかりのある方々に配布をして、協力依頼をお願いしております。

また、県人会や、サポーターズクラブ、それから、ふるさとを語る会など、東京で大きな会が開催されますが、その会合の際には、専用のブースを設置いたしまして、東京事務所と協力しまして、こちらからも職員が出向いていきまして、直接PRをしております。

さらに、東京事務所、それから大阪事務所と連携を図りながら、年末にかけて個別の寄附の働きかけも行っております。

そういう中で、本年度から、山梨県人会連合会の中にふるさと納税推進委員会というものを設置していただきまして、組織的に、それから計画的に大変な御協力をいただいているところでございます。

(商標冒認出願対策事業費について)

望月委員

今の答弁をいただきまして、県の取り組み、非常に期待するところですが、せっかくこうした委員会を設置しまして、そして、納付して下さる方々の郷土を愛する気持ちを大切にするためにも、ぜひまた県のほうでも取り組みをしっかりとお願いいたします。

次に、企画の6ページですけど、商標冒認出願対策事業費、これは以前から、海外において山梨、甲州、甲斐など山梨県に関係する地名が商標出願、登録されているということで、山梨県としても、山梨県のワインやジュエリーを海外に宣伝活動する際に非常にマイナスになるような可能性が出るのですが、これを何とか山梨県としてもしっかりと対応していかなければならないということで、ちょっと質問させていただきます。まず、1点目に、この対策としてどのような取り組みを県ではしているのかお伺いします。

末木企画課長

委員がおっしゃいましたように、県産品の輸出拡大に取り組んでいますが、そのブランド価値を守るために、中国等の商標の出願及び登録の状況については、専門家を活用した調査を今年度行いました。

調査の対象は、今年度につきましては、漢字圏の中国、台湾、それからマカオと香港をやっております。キーワードとして、今おっしゃるものとして、山梨、甲州、甲斐等の言葉を使っているものについて調査を今年度、専門の国際機関にお願いして実施したところであります。

望月委員

今の答弁で、4カ国を専門の調査機関を通じて調査していただいているとのことですが、その結果や途中経過について、県でも把握している部分があれば教えてください。

末木企画課長

昨年6月に専門機関に委託して、先ほど言いました中国等の4カ国で過去の出願及び登録の状況を調査しました。その結果、先ほど言いました、山梨、甲州、甲斐を含む商標については、発見されませんでした。

望月委員

県としてはそういう対応をしたということなんですが、山梨県内の輸出業者、産業界においてはどのような対応をとっているのか県としても把握していると思うんですけど、その辺をお伺いします。

末木企画課長

産業界の対応につきましては、昨年4月に山梨勝沼という名前が中国で公告されたこともありまして、山梨県ワイン酒造組合が県、あるいは甲州市、山梨市と共同して、これに対する異議申し立てを行いました。

それから、県も昨年8月、弁理士会と共同で中国商標に関するセミナーを開催いたしました。

望月委員

県とは違った意味で、民間としての対応は、県のほうで把握していますか。

末木企画課長

私どもが把握する限り、現在のところ、県内の産業界で中国等において商標が登録されて被害を受けたということは伺っておりません。

望月委員

今の答弁を聞きまして、非常に安心したわけですが、これはやはり国際的な問題でございますので、大使館とか、国との関係もあります。そうした中で、やはり県も国と連絡を密にしながら取り組んでいく必要があるかと思いますが、その点についてお伺いします。

末木企画課長

この問題については、委員がおっしゃるように、県だけではなくて、国を通してやる必要があるだと思ひまして、国に対しては冒認出願排除について中国等に対する要請を強化するに、前から要望してきました。

また、知事も直接、中国大使にお会いしまして、そういう要請を行いました。その結果、中国において、昨年6月に、長野、静岡、京都などの8つの県名について出願されたものについて、中国当局が商標の出願を認めない決定を下すようなことが起きていまして、中国当局でも非常に厳格に審査を行っている状況ですので、状況としては良いほうに向かっているかと思ひます。

(第22回星空の街、あおぞらの街全国大会について)

望月委員

最後にもう一点、知事政策局の6ページになりますが、第22回星空の街、あおぞらの街全国大会とありますが、この大会の趣旨と大会の内容、そして、事業主体はどこなのか、お伺いします。

藤江知事政策局次長

この大会は、環境省と県と星空の街あおぞらの街全国協議会、この三者が主催者となっております。実態としましては、全国協議会の会長となる市町村ということで、この会長は持ち回りで、開催地の市町村長が会長になっておりまして、今回、北杜市が開催地となっておりますから、北杜市長が会長となっております。この全国協議会では、この目的を郷土の環境を生かした地域おこしの推進と、環境保全意識の高揚を目的といたしまして、この趣旨に賛同される地方公共団体がこの協議会の構成員となっております。約300団体ほどございます。

この大会の目的につきましては、協議会の目的であります郷土の環境を生かした地域おこしの推進と、大気環境保全意識の高揚を図ることをこの大会を通して推進していくということを目的としております。

大会には、高円宮妃殿下が御臨席されまして、この大会の中で、大気環境保全関係の各種表彰、これは環境大臣表彰とか、全国協議会表彰になりますけれども、表彰を行っております。それから、全国で星空の観測を継続して行っている児童・小学生の体験発表、あるいは記念講演、こうしたことを内容としてこの大会が行われております。

協議会の関係団体、あるいは個人参加などを含めまして、約500人程度の規模になると聞いております。

望月委員

私も、この新しい言葉が予算に載っていたものですから、ちょっとお聞きしたんですけど、今の答弁をお聞きいたしまして、子供たちの環境に対する発表などがあるということでございますが、この大会は教育委員会とも関係しているのですか。

藤江知事政策局次長

教育委員会が主体となって関係していると聞いております。この大会は平成元年から開催しておりますが、その以前の昭和61年には青空を観測するコンテスト、62年には星空を観測するコンテストが行われております。ここには、主に子供たちが参加するというので、教育委員会の方が中心になっていくという実態だと聞いております。

望月委員

この大会の開催地になるためには、北杜市のように、空気が澄んでいるとか、夜の星空がきれいで観測がすばらしいとか、そういう条件的なものがあるんでしょうか。

藤江知事政策局次長 大会の開催につきましては、全国の市町村持ち回りで行われていると聞いているんですが、今回、北杜市が開催地になりましたのは、環境省のほうから要請があったということです。この協議会には全国の全市町村、地方公共団体が参加しているわけではなくて、関心のある市町村ということで、山梨県では、県と韮崎市、北杜市、笛吹市の4つの団体が会員となっております。

望月委員 こういう事業があるということを知らないのかどうかわかりませんが、県内の大半の市町村は加入していない状況ですが、子供たちの教育のためにも、また、環境問題は今の時代に合ったテーマですので、自然豊かな山梨県でありますので、こういう事業があるということ、加入していない市町村にもぜひ奨励していただきますようお願いして、質問を終わります。

(休 憩)

(J A 会館の維持管理について)

山下委員 企の24ページ、新規事業の J A 会館の維持管理というのが出ていますけれども、ちょっと具体的に内容を教えてください。

河野県民生活・男女参画課長 昨年の6月から県民生活センターが J A 会館の5階のほうに移転いたしましたけれども、その J A 会館の土地の賃借料、それから、共益費であります。今年度の負担分につきましては、管財課のほうで予算措置をしておりましたけれども、来年度から、県民生活センターが家主ということで、県民生活・男女参画課のほうの予算に組み込まれたものであります。

山下委員 ちょっともう一度。だから、 J A 会館の中の県の施設については、県のほうで買ったものだと思いますが、それを貸すんですかね。又貸しするということですかね。

河野県民生活・男女参画課長 J A 会館内の県の施設については、以前、県で購入しまして、区分所有しておりますので、そちらのほうの使用料ということではなくて、施設内の設備の使用料、電気代等、いろんな共益負担分です。その分で、約2,000万円、あと、底地は購入しておりませんので、底地を面積案分した土地の賃借料、こういったものを合わせて納入しております。

(県民文化ホール運営管理費について)

山下委員 次に、企の31ページ、県民文化ホール運営管理費というのがあるんですけど、これ、多分、改修工事と指定管理者への管理運営費が一括の金額になっていると思うんですけど、それぞれどのようになっているのか、金額をまず教えてください。

望月生涯学習文化課長 改修工事用費のほうが9億7,942万9,000円。それから、管理運営費のほうが1億6,511万円、合わせて11億4,453万9,000円です。

山下委員 それで、指定管理料という形で約1億6,000万円ということになっているんですけども、当然指定管理者に選ばれたわけですから、5年間の中

でいろいろな事業を行っていくと思うのですが、それを5年間たったところで評価するんですか、それとも1年ごとでこの指定管理者というのは評価していくんですか。

望月生涯学習文化課長 毎年評価いたします。基本協定書を結んでいますので、その中で、毎月提出していただく定期報告書とか、それから、年明けに提出していただく事業報告書、それらを総括して、モニタリングというような形で、毎年度、検証、確認等をしております。

山下委員 その検証、確認というのは、生涯学習文化課でやるんですか。それとも、有識者か何かが集まって、それで結果か何かを評価するのでしょうか。

望月生涯学習文化課長 所管課である生涯学習文化課で行っております。

山下委員 我々議員のほうに、その評価を見せていただくということはできるのでしょうか。

望月生涯学習文化課長 モニタリングの結果ということで、毎年度公表させていただいております。

(広報費について)

山下委員 見られるということですね。わかりました。じゃ、またそれを見せていただきたいと思います。

それと、あと、少し所管にもかぶってきてしまいますから、予算のところだけちょっとだけ触れさせていただきましても、知の6ページのところで、1年間の広聴広報課がつくっていく印刷物、宣伝の費用がここに一覧表に載っているわけですね。私がこれを見る限りでは、基本的に内向けの話、いわゆる県内向け、県民の皆さんへという話になってくると思うんですね。

前も、お話をさせていただいたかと思うんですけど、やはり広報宣伝というのは、どうしても多岐にわたって、県庁の中でも観光部、そして農政部とか、いろんなセクションでそれぞれ予算を持ってやっている。結局、縦割り行政の弊害だとか言われながらも、そこは、局長、前のことを覚えていらっしゃると思うんですけど、やっぱりそういうのを戦略的に統括してやっていくのが、それがいわゆる知事政策局であり、それが広聴広報課じゃないかなということ承知の上で、こういう予算をつくられているんだと思いますけれども、今年度はやっぱりそういうことを少し意識してつくられたのでしょうか。まずそれをお聞かせいただきたい。

堀内広聴広報課長 6月の委員会で山下委員からいろいろな意見をいただきました。基本的には、これまで広聴広報課の業務というのは基本は県内向き県政の施策等に関する広聴及び広報を県民に向けてやるということが基本でしたけれども、新しい要請といたしまして、観光とか物産以外に、県政情報、例えばリニアモーターカーですとか、メガソーラーですとか、水とか健康とか、いろんなものを情報発信していかなければいけないという要請がございますので、今年度、外国人の記者が集まっておりますフォーリンプレスセンターへ加入し、ワインの知事のトップセールスを行うとか、県内だけではなくて、外へ打って出る各部局と連携を持って、県外向けの情報発信を広聴広報課と一緒にやっていくという方向で、今、目指し始めております。

山下委員

ありがとうございます。

ですから、予算をつくるときに、観光部や農政部に対して、やっぱり号令をかけるのは広聴広報課で、1年間、来年度予算のPRはどのようにしているかと、やっぱりそういう話から、こういう予算が一つ一つ出てくるんじゃないかなと思っているんですよね。ぜひともそんなことを頭に置きながらやっていただきたい。

それと、課長も多分知っているかもしれませんが、この前、電通が2009年日本の広告業を発表したんですね。いよいよ新聞をネットが抜いちゃったんですね、御存じだと思いますけど。当然、トップはテレビが段トツで、1兆7,000億円ぐらいの広告費があるということで、その次のインターネットが7,000億円で、唯一ここだけが伸びている。新聞が減ってきて、6,700億円という形になっているんですね。やっぱりこの部分も大いに我が県も広報の中で検討していかなければいけないところだと思いますけれども、今、こう見ても余りないんですけれども、何かもしネット関係でやっているものがあるんだったら、一応御紹介ください。

堀内広聴広報課長

委員御指摘のように、非常に、今、ネットを通じて情報をとる方がふえているという状況でございます。

そのため、昨年2月、ユニバーサルデザインに配慮するとか、山梨らしさを出すとか、皆さんが使い勝手の良いインターネットのホームページをつくらうということで、全面的なリニューアルをさせていただいております。

アクセスして見るページをページビューと一般的に言うんですけれども、リニューアル前と比べて2倍の7億ページビューという、7億ページ、1年間に県のホームページが見られているというような状況になってきてまして、リニューアルの効果が徐々に現れているという状況でございます。

山下委員

ネット広告の中で、PC向けよりも、モバイル関連、いわゆる携帯電話の検索関係の連動に物すごく伸び率があるということなんですね。いかにやっぱり携帯電話というのは、今、時代のニーズを呼んでいるかということなので、ぜひともやっぱりそういうものに県のPR的な部分がどのようにできるかということをお大いに研究していただきたい。

(行政管理費について)

白壁委員

知の8、行政管理費の包括外部監査の予算ですが、1,563万1,000円、これは具体的にどういうところまで含まれているのでしょうか。

市川行政改革推進課長

まず、包括外部監査の契約締結ということで、基本費用、それから執務費用、実費の内容となっております。

白壁委員

そうなってくると、この関係というか、契約締結と金額が違ってくるので、多分、何か需用費というか、そういうものが入っているのかなと思って、今お聞きしたんですけれども、確認です。

市川行政改革推進課長

基本的には今申し上げました3つの組み立てでございまして、消耗品等につきましては、基本費用の中に含まれております。

白壁委員

そうじゃなくて、済みません、今度こっちの契約締結のほうをちょっと見

させていただきますと、契約金額が1,520万円、多分これは消費税込みですから、1,520万円だと40万ほど予算がこっちのほうが多いので、その差額というのは何か例えば食糧費だとか、そういうものがこちらのほうに別計上されているのかなと思ってお聞きしているんですけども。

市川行政改革推進課長 失礼いたしました。その差額につきましては、経常経費でございます。内容的には、消耗品等です。

白壁委員 経常的経費ということは、県で使う経常経費、県で、例えば県庁に来て検査、調査をするときの鉛筆だとか紙だとか、そういう経費が四十何万円この中に含まれているということでしょうか。

市川行政改革推進課長 そのとおりでございます。包括外部監査に要する事務的な経費といえますか、そういった消耗品等で経常的経費としてここに加えてございます。

白壁委員 ということは、この中に食糧費は入っていないんですね。確認です。

市川行政改革推進課長 食糧費は入っておりません。

白壁委員 それで、今度、この1,520万円というところの先ほどの積算基礎に対する構成を今言われたわけですが、もう一度お願いできますでしょうか、その構成。何がこうで合計金額が1,520万円という金額が積算されているというか、計上されているという積算基礎をお願いします。

市川行政改革推進課長 こちらの予算で計上しております1,520万円の内訳でございますけれども、基本費用が445万7,000円、それから執務費用ですが、監査に行くと補助人をつけることができるという規定になっておりまして、監査人が単価で6万9,000円ということで、合計20日分で138万円。それから、補助人単価が1日4万3,000円。それで10人補助人をつけることを予想しまして、20日分で860万円。そして、実費を14万7,000円と見込んでおりまして、合計で1,520万円ということです。

白壁委員 今の計算で1,520万円ぴったりになるわけですね。ということで、これはたしか上限で1,520万円と決めているんですね。それ以上の金額を請求された場合にはどうなるんでしょうか。

市川行政改革推進課長 ここに計上しました金額は上限額ということですので、実際に実績としてこの金額を超えた場合につきましても、この金額でもう抑えるといえますか、上限という考え方でございます。

白壁委員 ということは、超えて請求をされても支払わない。支払わないということは、それ以上の金額で来た場合には、減額の値引きを起こしてもらうということでしょうか。

市川行政改革推進課長 年度が終わりましたところで、実際に報告書が出てまいります。そのときに、ここで予算として計上している額よりも大きくなる可能性も十分ございます。ただし、多くなった場合につきましても上限額がございますので、超えた分につきましては、値引きといいますか、そういう形で処理をしてお

ります。

白壁委員 6万9,000円というと、8時間で割ると幾らになるんですかね、時給は。ちょっとわかりませんが、6万9,000円の日当というのはいい日当だと私は思うんですが、ちなみに、労働者じゃないといっても最低賃金というのは時給677円ですから、その何十倍になるんですかね。補助人というのは10人組んであるんですね。10人で20日間。監査人も20日間ということです。6万9,000円で計算をしてあるということですね。あと、印刷費がある。印刷費は14万ぐらいだったですね。14万とたしか言ったんですけど、残ったところが基本費用というんですが、基本費用の中に何が入っているんですか。

市川行政改革推進課長 基本費用と申しますのは、監査報酬算定のためのガイドラインというものがありまして、その中に一般的な委託契約における諸費用に相当するものという形で明記がされております。

白壁委員 済みません。会計監査報酬にかかわるガイドラインというのは、どこの国のどういう省庁でつくったものでしょう。

市川行政改革推進課長 日本公認会計士協会が出したガイドラインということでございます。

白壁委員 それはいつ決められて、いつ改正されたものでしょうか。

市川行政改革推進課長 このガイドラインは平成15年10月に出ておりまして、その後、改正はされておられません。

白壁委員 ということは、例えば会計士協会に聞いても、もしくは、インターネット等で調べても、それがしっかり四百何十万円と出てくるわけですね。例えば地方公共団体の包括外部監査もしくは特別監査の場合には幾ら幾らと書いてあって、そこに出てくるわけですね。

市川行政改革推進課長 この基本費用の金額につきましては、公認会計士の標準報酬規定というものが過去にありまして、そして、それに基づいた形で積算をしているんですけれども、この規定は平成16年4月に規制緩和という観点から廃止がされております。ただ、基本費用につきましてはの考え方というのは、今申し上げましたように、ハンドブックにそのような形で記載がされております。

白壁委員 廃止されているんですか。使われているんですか。それが生きているんですか。それが全国一律にこういうものなんだという四百数十万円だと決まっているものなんですかと聞いているんです。

市川行政改革推進課長 今、御指摘の基本費用の四百数十万という金額でございまして、過去には公認会計士の標準報酬規定というものがございまして、そして、その中に基本費用が幾らという金額が記載されておりまして、その金額に基づいた形で積算をしておりました。その報酬規定というものは、平成16年4月に廃止されました。

それ以降につきましては、公に出ているものはございませぬので、各県、同じ扱いなんですけど、この金額をもとにしまして、全国ほとんどの都道府

県が、現在、経済状況が厳しいということから、だんだんに金額を縮減してきましたので、当県におきましてもそれに並びまして、全国平均に合わせた形で、過去2年間10%ずつ程度減額をしてきております。その数字が今の形になっております。

白壁委員

その基本費用、四百数十万円というのは、大まかに計算しているということですか。例えば、その前の公認会計士の費用なんかを見ると、売り上げ100億円以上の場合には、諸費用というか基本費用が300万円と書いてあるんですね。それから見ていって、売り上げ100億円以上だから四千何百、五千億弱だからと計算するのかどうか、よくわかりませんが、例えば印刷費用だとか、何を引いて、残りがこのくらいで、全国レベルでこのくらいだから、同規模他都道府県と比べたらこうだから、残りの部分を大ざっぱに計算して、それで出しているんじゃないんですか。

市川行政改革推進課長 基本費用についてももう一度御説明をさせていただきますと、平成10年当時、法定監査の標準報酬規定というものがございました。いろいろ資料も調べましたところ、平成10年の時点では、この基本費用につきましては、証券取引所の一部上場企業が幾ら、二部上場企業が幾ら、そしてその他という3段階がございまして、そして、都道府県におきましては、一番低いその他の金額を準用しております。その当時、530万円という金額でした。そして、その後、その基準が徐々に引き上げられてきて、そして、一番高いときが575万でして、そこで、この標準規定というものが廃止されましたので、その一番高いときの金額をもとにして、各都道府県がシーリング等を行って、金額を縮減してきております。

その状況を見ながら、本県においても同程度になるような形で減額をしてきて、来年度22年度ですけれども、434万9,000円、そのような形に落ちております。

白壁委員

会計の監査というものは、その会社の規模、売り上げ、利益、この会社が上場したいのかなどか、いろいろあるんですけど、こういうものによって値段が違ってはいるんですよ。例えば月例もそうでしょうし、検査もそうでしょうし、そこから先の例えば決算上のこともそうだけれども、いろんなものがその中に、大体こんなものだということで、この会社だったらこのくらい取れるかなとやるんですよ。

一番私が聞きたいのは、例えば、一番重要な基本費用の中には、今言われているようなものとして、何がどれだけ幾ら入っているのかというのが明確になっていないとわからないじゃないですか。大体ほかのところはこうだとか、何かの指標がこうだから、その分だけばさっとのせましたよ。それでは、ほかのものは何なのという話になるんですよ。執務費用については6万9,000円掛ける20日間と明確に出ているんですよ。なのに、基本費用はなぜ明確に出さないのか。この中には、多分、コピー代金だとか、何々を買いました。そうすると、御自身の会計事務所の業務がこれだけやっています、パソコンを買いました、これを償却しましょう、この中のパソコンはどれだけ使っていますとか、こういうものが明確に中に入っていると思うんですよ。その合計が差し引いたところの残りだと思うんですよ。これが明確になっていなければだめだと思うんですけどね。というのは、例えば、外部的なところで、これ、おかしいじゃないかと言われたら、おかしいという話になるんですね。ですから、こういうのをしっかり明確にするべきだと思うんですけ

ど、いかがでしょうか。

市川行政改革推進課長 基本費用につきましては、繰り返しになりますけれども、一般的な委託契約における諸経費という考え方でして、事務所の管理部門の人件費ですとか、あとは事務所の維持費、それから消耗品等という考え方でございますけれども、きちんと積み上げというものはございません。ただし、例えば、弁護士ですとか、税理士の費用などについても、やはり考え方としては同様でして、そういう形であると思います。

それと、この包括外部監査というのは、実費弁償という意味合いではなく、業務委託という考えですので、例えば工事請負費ですとか委託費と同様で、監査の実施及び報告書の提出、この役務の提供の対価として事務所の諸経費などを見るという形になっていきますので、細かい積み上げというものは出していないという状況にあります。

白壁委員 物の金額を決めるときは、積み上げじゃなければ明確にわからないじゃないですか。じゃ、ここで、次のときに445万7,000円を今度400万円にしましょうといったときに、その根拠は何なのという話になるんですよ。これは絶対明確になっていなければおかしいと思います。

例えば、ほかのところをちょっと見てみましょう。先ほど14万と言ったんですが、これは印刷費ですか、実費ですか。

市川行政改革推進課長 それは実費です。

白壁委員 実費の内訳は何ですか。

市川行政改革推進課長 旅費、ガソリン代です。

白壁委員 印刷費は幾らですか。

市川行政改革推進課長 印刷費につきましては、本来は基本費用の中に含めるべき費用でございます。20年度の実績報告が監査人から出されてきてまして、その中には確かに基本費用、執務費用、それから実費のほかに印刷費というものが出ておりました。それは申しわけございません。本来でしたらば、これは基本費用に入るべきものですので、うちのほうで指導すべきものであったわけですが、ただ、20年度の実績は、全部人件費等を積み上げますと、この上限額として約1,700万円という金額なんですけれども、それを上回っているということもありまして、一応値引き分の中に十分それが入り込みますので、印刷費が記載されていましたが、実際には基本費用いれるべきものということです。

白壁委員 今回は印刷費用というのは入っていないということですね。

市川行政改革推進課長 予算には入っておりません。

白壁委員 何となく理解してきました。印刷費用は入っていないよと。でも、外へアウトプットすることもできるんだよと、こういうことですね。

印刷費なんていうのは版代というのがあって、例えば180冊印刷するとして、1冊2,000円で36万円。そのうちの版代というのは半分以上か

かるんですよ。3分の2と言ってもいいでしょう。残りの分を40冊プラスして会計監査人が持っていった、自分の分として。この分は、本来でいうと、この予算の中に入っているんですよ。わかりますかね。基本の印代、版代というのが一番高いんですよ。これを皆さんが許すこと事態が、これはまたちょっと外れてくるので、また所管のところでもやりますけど、こういうものがすべて細かくあれば、ちゃんとこういうときに答えられるんです。ですから、私はその内容を聞いているので、この基本費用については積み上げできないということでもよろしいんですね。

市川行政改革推進課長 基本費用につきましては、繰り返しになりますけれども、積み上げというものの考え方ではなくて、商慣行的なものもございまして、一般的な委託契約に対する経費ということでも考えております。

(印刷広報費について)

高野委員 知の6ページ、印刷広報費1億1,692万4,000円について、「1 新聞紙面購入年12回」、「2 特集号が年4回」と書いてあって、あと、「県のあらまし」、「ザやまなし」等で1億1,600万円という記載がされているが、他の予算額の少ない事業について予算が箇所づけされているにもかかわらず1億1,600万円という事業についての説明がただこの1、2、3行書きというのは、私は何となく納得がいかない。これは、少なくとも、ことし1年間の予算づけをするときに、新聞紙の紙面の購入等についてはある程度単価があるわけで、1億1,600万円の詳細が何も記載されていないというのは、ちょっと異常じゃないかなと思ったので。詳細については記載できないんですか。

堀内広聴広報課長 印刷広報についてのお尋ねでございますけれども、確かに、雑駁に「ふれあい」ですとか、そういったことしか書いてございませぬので、お許しただければ、ここで各出版しているものについての今年の説明をさせていただければと思います。

高野委員 そういうことを言っているのではないんです。例えば写真広報費35万2,000円が書いてありながら、1億1,600万円に何でも書いていないのと。これ、ずっと見ていくと、企画部の後ろのほうは割と雑駁だと思います。ぱっと幾らと書いてあって、詳細が書いていない。だけど、詳細が記載されてるのは、新規で25万円とか、そういうものを書きながら、大きな金額がぱっと抜けているのは、何か変な疑念がわくような気持ちがするんですけど、新年度の新しい総務委員会でやるときには、もうちょっとやっぱり予算というものはしっかりと、金額を提示してやらないと、おかしくなるんじゃないかな。何かずるをしているのかなという感覚になっちゃうんですけど。その辺は局長、納得のいく話をさせていただきたいと思います。

平出知事政策局長 今、高野委員のほうから御指摘がございました。確かに記載とすれば大くりの記載で、わかりづらいという御指摘もごもっともだと思いますので、そういう御指摘がございましたら、次回から、この内訳はきちっと記載をさせていただくようにさせていただきたいと考えております。

その他

・本日は、警察本部関係の審査（全部）及び知事政策局・企画部関係の審査（一部）で終了し、8日午前10時から、引き続き知事政策局・企画部関係及び総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について、会議を開くこととし、閉会した。

以 上

総務委員長 保延 実